

津軽広域水道企業団公告第 13 号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 28 日

津軽広域水道企業団

企業長 櫻 田 宏

記

1 競争入札に付する建設工事

- | | | | |
|------|--------|------------------------------|--------------------|
| (1) | 入札方法 | 条件付き一般競争入札（事前審査型） | |
| (2) | 入札参加形態 | 単体企業 | |
| (3) | 工事番号 | 第修 7-11 号 | |
| (4) | 工事名称 | 上川原水管橋塗装塗替工事（その 2） | |
| (5) | 工事場所 | 黒石市大字石名坂 地内 | |
| (6) | 工事期間 | 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 25 日まで | |
| (7) | 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (8) | 工事概要 | 上川原水管橋塗装塗替工 | 1 式 |
| | | 塗装塗替工 | 950 m ² |
| | | 支承補修工 | 4 基 |
| | | 塗膜廃材等処理工 | 1 式 |
| | | 足場工 | 1 式 |
| (9) | 支払条件 | 前払金 有り | 部分払 有り |
| (10) | 予定価格 | 金 99,363,000 円（消費税及び地方消費税含む） | |
| (11) | 最低制限価格 | 設定有り | |

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後 3 年が経過していること。
- (3) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書提出期限の日から開札の時までの間に、企業長の指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でな

いこと。

- (5) 役員（役員として登記又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第15条に定める「土木一式工事」に係る「一般建設業又は特定建設業」の許可を受けていること。
- (7) 公告日現在において津軽広域水道企業団建設業者等級名簿に工種「土木一式工事」等級「特A級」で登載されている本社（本店）を「津軽広域水道企業団津軽事業部水道用水供給区域内」に有していること。

※供給区域内とは、弘前市、黒石市、つがる市、五所川原市、平川市（平成17年12月31日における尾上町及び平賀町の区域に限る。）、青森市（平成17年3月31日における浪岡町の区域に限る。）、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町をいう。

- (8) 平成27年度以降に元請けとして、国又は地方自治体等の発注した「土木一式工事」のうち1件の契約金額が「500万円超」の次に掲げる施工実績を有すること。（共同企業体による施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。）

ア 橋梁又は水管橋に係る塗装塗替工事

- (9) 次のいずれにも該当する主任技術者等を配置（建設業法上、必要な場合は専任）できること。

ア この工事に対応する国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者。

イ 当該入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。（入札参加資格審査申請日以前において、連続して3か月以上の雇用関係にある者であること。）

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
資格審査申請書受付	令和7年10月28日（火）から 令和7年11月12日（水）正午まで	津軽事業部総務課
資格審査結果の通知	令和7年11月13日（木）予定	FAX及び郵送
資格審査問合せ	令和7年11月17日（月）正午まで	津軽事業部総務課
再審査内容の通知	令和7年11月18日（火）予定	FAX及び郵送
設計図書等の貸与	令和7年10月28日（火）から 令和7年11月12日（水）正午まで	津軽事業部総務課
質問の受付	令和7年10月28日（火）から 令和7年11月12日（水）正午まで	FAX
質問の回答（最終）	令和7年11月13日（木）予定	FAX
入札書到着期限	令和7年11月20日（木）必着	
入札	令和7年11月25日（火）午前10時00分	津軽事業部総務課

※ 上記の資格審査申請受付、設計図書等の貸与及び質問の受付は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

4 資格の審査

入札参加希望者は、あらかじめ前述2に定める資格を有することについて、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、資格の審査を受けなければならない。

- (1) 提出方法 持参に限る。
- (2) 提出書類 （様式は津軽広域水道企業団ホームページよりダウンロードすること。）

ア 申請書

イ 建設業法に基づく許可書の写し

ウ 経営事項審査結果通知書の写し

エ 配置予定技術者調書

・国家資格及び雇用状況を確認できる書類又は写しを添付

（保険者番号等をマスキングした健康保険証などの写し）

オ 施工実績調書

・工事内容や機器の仕様や性能を確認できる書類又は写しを添付

契約書、仕様書（図面）、工事写真

カ 誓約書（本公告に添付の様式を使用すること。）

※ 封筒（長形3号）：あて名を記入の上、返信用110円切手を貼付したもの。

- (3) 提出場所 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課
- (4) その他

ア 申請書の内容について別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果は、申請者に対してFAX及び郵送により通知する。

ウ 前述2に定める資格を認められなかった者は、その理由について期日までに、書面（任意様式）で問い合わせすることができる。

5 設計図書等

- (1) 設計図書等は、前述2（7）に掲げる要件に該当する者に対して津軽広域水道企業団津軽事業部総務課にて貸与するので、受領書（本公告に添付の様式を使用すること。）と引き換えで、受け取ることができる。なお、設計図書の貸与を受けなかった者は、入札に参加できないものとする。
- (2) 設計図書等に対して質問がある場合は、総務課へ電話連絡の上、FAXにて質問書（任意様式）を提出すること。回答は、入札参加予定者全者にFAXで通知する。
・工事担当課（者）へ直接問い合わせしてはならない。（本公告における参加資格を取り消すことがある。）
- (3) 貸与した設計図書等は、令和7年11月20日（木）までに返却すること。

6 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかによる郵送とする。

【宛 先】

〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地

津軽広域水道企業団津軽事業部総務課

- (2) 入札書の日付は、「入札（開札）日：令和7年11月25日」を記載すること。
- (3) 入札書郵送用封筒の記載等については、津軽広域水道企業団津軽事業部ホームページに掲載の郵便入札用封筒記載例を熟読すること。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、その納付を免除する。また、有価証券の提供、銀行又は企業長が確実と認める金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証をもって、その納付に代えることができる。

8 工事費内訳書

- (1) 入札書には、その積算の根拠となる工事費等を記載した工事費内訳書（本公告に添付の様式を使用すること。）をホチキス留めして添付すること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する工事費内訳書は無効とする。
 - ①工事費内訳書の名称、金額若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは識別しがたいもの、若しくは違算したもの。（入札書と工事費内訳書の金額が合わないものも含む。）
 - ②鉛筆等の修正可能な筆記用具によるものを用いて記載したものや修正液等で訂正したもの。
 - ③記載内容が明らかに合理性に欠くもの。
 - ④工事費内訳書の添付がないもの。

9 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに郵便入札の条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において前述「2 競争入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を失った者の入札および「8 工事費内訳書(2)」に該当するときにはその入札を無効とする。
- (2) 事前公表した予定価格（税抜）を超える金額の入札は無効とする。
- (3) 記名押印を欠く入札は無効とする。

10 落札者の決定

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 入札回数は1回限りとする。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約の締結

- (1) 落札決定日の翌日から7日以内に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間において、企業長の指名停止の措置を受けたり、前述2に掲げる資格がなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

12 その他

- (1) 現場説明は実施しない。
- (2) 本入札は、津軽広域水道企業団津軽事業部工事最低制限価格制度要領に基づき最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格未満の入札金額をもって入札した者は、再度入札に参加できないものとする。
- (3) 入札参加希望者は、津軽広域水道企業団津軽事業部ホームページに掲載の津軽広域水道企業団津軽事業部郵便入札実施要領及び本公告を熟読の上、入札に参加すること。

問い合わせ先

〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
津軽広域水道企業団津軽事業部総務課
TEL0172-52-6033
FAX0172-53-2983

誓 約 書

令和 7 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

⑩

私は、令和 7 年 10 月 28 日付けで公告された 第修 7-11 号 上川原水管橋塗装塗替工事（その 2） の入札資格審査申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、津軽広域水道企業団企業長が必要と認めた場合には、青森県警察に照会することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号 以下「法」という。） 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して賃金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

この様式に記載された個人情報は、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。

工 事 費 内 訳 書

商号又は名称_____

工事名称 第修 7-11 号 上川原水管橋塗装塗替工事（その 2）

工事費内訳

(単位：円)

項 目	数 量	金 額	備 考
直 接 工 事 費	1 式	(税抜)	
共 通 仮 設 費	1 式	(税抜)	
現 場 管 理 費	1 式	(税抜)	
一 般 管 理 費	1 式	(税抜)	
		(税抜)	
合 計	1 式	(税抜)	

※ 入札書の金額と本書の合計金額は、必ず一致すること。

受 領 書

津軽広域水道企業団企業長 殿

工事名

第修 7－11 号 上川原水管橋塗装塗替工事（その 2）

上記工事に関わる積算図書等を受領いたしました。
なお、資料の滅失、損傷につき一切の責任を負い、令和 7 年 11 月 20 日まで
に返却します。

令和 7 年 月 日

（会社名）
商号又は名称

代表者職氏名

印

受領者名

印

（受領者が代表者以外の場合）